

京都市危機管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第4号

京都市危機管理規則の一部を改正する規則

京都市危機管理規則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき京都市新型インフルエンザ等対策本部を設置したときは、本部を廃止するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月13日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)